

平成21年（行ウ）第29号 愛知県の行政委員に対する報酬差止請求事件

原告 森 治 男 外8名

被告 愛知県知事 神田真秋

第1準備書面

平成21年7月6日

名古屋地方裁判所 民事第9部A1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 平 野 保

同 山 森 広 明

同 鈴 木 良 明

同 福 島 啓 氏

第1 答弁書記載 第1「本案前の申立て」に対する反論

1 同2について

- (1) 原告らの主張は、本件条例が、地方自治法2条14項、同203条の2第2項に違反し、違法・無効であるから、各委員会の委員に関する訴状別紙目録報酬記載の具体的月額報酬を支払ってはならないとの判断を求めるものであって、単に、条例の改廃を求めるものではない。

(2) 本件条例は、財務会計上の行為であり、行政行為である。

ア 本件条例は、地方自治法203条4項等で定める給与報酬条例主義により定められるものであって、行政委員の報酬請求権を発生させる根拠となるものである。

確かに、一般的に、「地方公共団体の制定する条例は、一般、抽象的規範を定立するものであって、通常は行政庁の具体的行為が介在しないと、個人の権利義務ないし法的地位に直接具体的な影響を及ぼさないから、原則として抗告訴訟の対象である行政処分に当たらない」が、「このような立法行為の形式を採るものであっても、条例に基づく行政庁の具体的処分を待たずに、条例そのものによって直ちに個人の権利義務に直接具体的な影響を及ぼすものについては、それは純粋な立法にとどまらず、立法の形式を借りた行政処分でもあり、例外的に抗告訴訟を提起し、その効力を争うことが許されると解される。

すなわち、条例は法令であり、立法行為の形式をとるものであっても、条例に基づく行政庁の具体的処分を待たずに条例そのものによって、直接具体的な影響を及ぼすものについて、直接に特定の個人(行政委員)の権利義務、法律関係の変動をもたらすものについては、その制定、改正及び交付行為は、立法の形式を借りた行政処分性、行政行為性を持つと考えられる(県職員給与臨時特例条例について盛岡地判昭和31.10.15 行集7-10-2443 判時 97-9 大津地裁昭和60.12.23 草津市立専修学校廃止条例, 判自治24-26 大津地裁平成4.3.30町立小学校分校廃止統合条例, 判タ794-86)。

イ また、本件条例は、地方自治法232条の3に基づく支出負担行為(支出の原因となるべき契約その他の行為)である行政行為である。

支出負担行為については、愛知県財務規則62条2項別表第三によると報酬については「支出負担行為として整理する時期」は「支出決定のとき」、「支出負担行為の範囲」は「当該給与期間分」とされている。

これは一般職の給与は月額制であり、その月に働いた職員の出勤日数、欠勤日数、残業時間給を計算しないと月額の額が確定しないから支出決定の時期を支出負担行為の時期としているものである。

しかし、行政委員の報酬は、その月に勤務してもしなくても支給される場合がある。本件条例第3条2項は、「新たに委員等に就職したときは、その日から、月額報酬を支給する」とし、同条第3項は、「委員等が離職し、又は死亡したときは、その月分全額の月額報酬を支給する」と規定しており、これは一種の「任命によりその身分を付されたことにより与えられる身分給」であって、地方公務員法のいう職務職能給的な給与とは本質的に異なる。

そうすると、行政委員の報酬についての支出の原因となる支出負担行為は月額を定める報酬条例そのものである。

(3) 以上のように、本件条例は条例の形式をとっているが、行政行為そのものでもある。すなわち法令であると同時に「財務会計上の行為」であるという二面性を有するから、その改正及び改正条例の交付行為は住民訴訟の対象となる。

したがって、原告らは、単に、条例の改廃を求めるものではなく、各委員会の委員に関する訴状別紙目録報酬記載の具体的月額報酬を支払ってはいかないとの判断を求めている以上、監査請求は、地方自治法242条1項の要件を満たし、不適法ではなく、そうすると、本件監査請求を不適法として却下した監査委員の判断は、明らかに誤りであり、本件は、適法な監査請求を不適法として却下したものに他ならない。

2 同3について

前記1主張のとおり、原告らの主張は、本件条例が、地方自治法2条14項、同203条の2第2項に違反し、違法・無効であるから、各委員会の委員に関する訴状別紙目録報酬記載の具体的月額報酬を支払ってはいかないと

の判断を求めるものであって、単なる、条例の改廃を求めるものではない。

したがって、本件訴えは、地方自治法242条の2第1項に該当する。

第2 求釈明

現時点での①愛知県教育委員会教育長、②同警察本部長、③同人事委員会事務局長、④労働委員会事務局長、⑤選挙管理委員会事務局長の各氏名を明らかにすることを求める。

第3 その他

前記記載以外の答弁書「本案前の申立て」に対する原告らの反論は、第2記載の求釈明に対する回答をまって、主張する。

また、被告の答弁書「請求原因」記載の主張に対する原告らの反論は、被告の詳細な主張をまって、再反論・主張する。

以 上